



# ノロウイルスに注意!



ノロウイルスによる食中毒は年間を通じて発生しますが、特に冬に流行がみられます。ノロウイルス食中毒の原因として、ノロウイルスに汚染されたカキ等の二枚貝を生あるいは加熱不十分な状態で食べることや、ノロウイルスに感染した調理従事者を介して汚染された食品を食べることなどがあります。

ノロウイルスに感染すると、24～48時間後にかけて吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、発熱等の症状がみられます。感染しても症状が無い場合もありますが、子どもやお年寄り等ではまれに重症化することがあります。

ノロウイルスには現在のところ、感染を予防するワクチンや効果のある抗ウイルス薬がありません。そのため感染予防が重要です。



**【お問合せ】潮来保健所 衛生課 ☎66-2116**

## 予防方法

- ✓ トイレの後、調理前、食事前には石けんで手を30秒以上洗う
- ✓ 吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、発熱がある場合は調理に従事しない
- ✓ カキ等の二枚貝等を調理した手や調理器具からの2次汚染に注意(調理器具等はノロウイルスに有効な塩素系消毒剤で消毒する)
- ✓ 食品を十分に加熱する(85℃～90℃で90秒以上加熱)
- ✓ 便や嘔吐物等の汚染物を処理するときは使い捨て手袋を使い、直接触れない

○ノロウイルスの消毒には塩素系消毒剤が有効です。家庭用の次亜塩素酸ナトリウムを含む塩素系漂白剤でも代用できます。消毒する場所や物によって消毒液の濃度が異なるため、代用する場合は製品の「使用上の注意」をよく確認して使用しましょう。

## 潮来市消費生活センターからのお知らせ

# 成年になる皆さんへ ～契約について学びましょう～

令和4年4月から民法が改正され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

### 例えば

- ・携帯電話の契約
- ・賃貸契約
- ・クレジットカードの作成
- ・ローンを組む など

### 契約には契約自由の原則があります

- ・契約の締結
- ・契約の相手を選択
- ・契約内容を決めたり選んだりする
- ・契約の方式を選択(口頭での合意、書面、電子的方法)

契約をすると双方は約束を守らなければならない、解除には根拠(法律)が必要になります。成年になったばかりの若い世代は、社会経験が浅く、その未熟な部分を狙って、悪徳業者に契約をさせられるというトラブルが増えました。不利な契約や必要ない契約などから身を守るため、契約についての知識を身につけましょう。

自分だけで判断できないときは、家族や専門家など信頼できる人に相談し、熟慮してから決めることが大切です。問題が発生してしまった場合やわからないことがある場合は、消費生活センターにご相談ください。

**【お問合せ】潮来市消費生活センター ☎62-2138**



相談日・時間は市ホームページをご確認ください